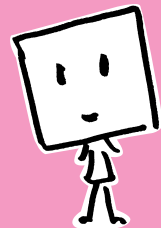


はーい!

男と女が共に歩むための情報誌

Hi,あきしま

vol.23
2007.3



ニートについて考える
特集 **現代ワカモノ事情**

● People
奥田友子さん 吉田智子さん

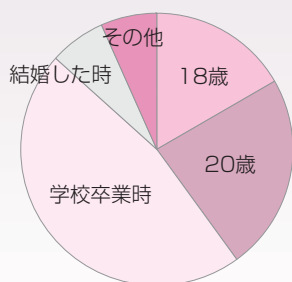
● Information
第二期男女共同参画推進委員会が提言しました

ニート (NEET) = **N**ot In **E**ducation, **E**mployment, or **T**raining
 イギリスで名付けられた造語で、「働かず、学校にも行かず、
 そして就職の準備もしていない若者」を指します。

特集 ニートについて考える

現代ワカモノ事情

Q 子どもは何歳で自立すべきだと思いますか？



昭島市主催の男女共同参画映画会「ペアテの贈りもの」で20歳以上の方を対象にアンケートを実施しました。(有効回答60)
 日本では教育に多くのお金が必要になります。
 お金がかかる学生のうちは、まだ自立できないと考えている人が多いようです。では、学校を卒業しても仕事をしていない「空白」の期間は……

参考図書：「ニート」支援マニュアル 工藤啓著

本人の責任だけじゃない

現在、さまざまな理由から働いていない人がいますが、その中で15歳〜34歳の若者を指して、ニートという言葉が使われるようになりました。一般的にニートは、元気がなくておとなしくて、あまり自己主張せずやる気のない若者、というイメージが持たれているような気がします。

昔から、働いていない若者は存在していても、地域に溶け込んでいたようです。しかし、年金制度や雇用制度などが見直され、ニートという言葉が新しい言葉で表現されたこともあり、改めて働けない若者が注目されるようになりました。

35歳〜50歳の失業者も多く、若者だけが働いていないわけではありません。ただ、中高年者が働けないのは経済の問題と思われがちなのに対し、若者の場合は「やる気がない」などの本人の問題と片づけられてしまう傾向にあります。しかし、現場支援者や実情を理解している専門家は、ニートは働く意欲を持っており、若者がニートになる原因は、必ずしも本人の責任だけではないと主張しています。

明らか原因の一つは、経済状況による雇用の悪化です。また、テレビや新聞から「自殺」「リストラ」な

どのニュースが流れ、働くことに希望が持てなくなっています。もうひとつ考えられるのは、思春期が延長され大人になりきれなくなっていること。20歳が成人と決められた頃の平均寿命は60歳。今は平均寿命も80歳を超えており、20歳ではまだ大人になりきれません。昔の20歳は今の30歳に相当するとも言われています。

ニートは、学生生活の終了と同時に陥ってしまうケースばかりではありません。一度会社勤めをしていますが、過重労働や成果主義のプレッシャー、社内の人間関係のこじれなど、さまざまな理由から離職せざるをえない人がいます。その後、頭の

どうして人数がちがうの？

約21万人が家事手伝い!?

85万人

内閣府推計のニート数

64万人
厚生労働省推計のニート数

内閣府の定義には「家事手伝い」が含まれます。国の定義もはっきり定まっておらず、ニートの人数はおおよその推計です。

支援の現場で

中では「再び、働かなければならぬ」と考えながらも、ニート状態が長期化してしまう例はたくさんあります。いつニートになってもおかしくない「潜在ニート」が会社内にいることも無視できない問題です。

若者の就労をさまざまな形で支援しているNPO法人「育て上げ」ネットには、年間300件の相談があり、年齢は、25〜34歳が全体の8割になります。ニートとカウントされない35歳以上の相談も多く、就労を前に立ち止まってしまいう中高年齢層への支援は、今後の課題です。

10代や20代前半の相談が少ないのは、就労よりも復学や進学という選択肢もあり、本人や保護者に心の余裕があるからだと思われれます。

20代後半になると同世代の多くが就職し、なかには結婚して家庭を築く人たちもいます。保護者も定年が迫っており、ニートも「働かなければならない」と十分認識しています。

30代では、保護者がすでに年金生活になっているケースも多く「今すぐにも働き始めなければならぬ」「しかし……」と車のアクセルとブレーキを同時に踏んでいるような状況で、本人も家族も、より不安で苦しい心境になってしまっています。

SEMINAR

経済的な自立は目標を設定しやすいので「育て上げ」ネットでは働くことを中心に応援しています。それも「働く」ことより「働き続ける」ことこそが目標です。採用テクニックがあれば職に就く事は案外難しくありません。保護者はアルバイトを始めた次は派遣社員、その次は正社員、と望みます。しかし、いくら一流企業といわれる会社に就職しても、一日でやめてしまったら意味がありません。親がいなくなったときに最低限でも一人で生きていけることが目標です。

友だちや恋人を作ることに意義があります。社会的な所属が3つ（家庭・仕事・友だち）以上あると、人は安定するからです。また、友だちができるとお金を使う機会が増え、お金を稼ぐだけでなく使う喜びを感じ、働く動機付けにもなります。そして、働き続ける力をつけるためにも、今現在の子ども自身を「大丈夫、あなたならできるよ」と背中を押してあげてください。

不登校などと違い、ニートに年齢制限はないので待つことはお勧めしません。やりたいこと、天職を探すこともたいせつですが、夢には期限をつけたほうがいいでしょう。宝くじには発表日という期限がありますが、夢を追うことに終わりはありません。考えすぎて動けないなら、最後は思いを断ち切り、まずは思い切って電話一本でもかけてみましょう。おもいきって「思い」を切って、です。

ニート本人と会話もままならない家庭では、スケールの大きな話題から入ってみてはどうでしょうか。本人に結びつく話題は避けたいはずですが、就職の話なんてしないで『地球温暖化』のようなグローバルな話題なら会話が続くかもしれませんね。

私はコミュニケーションに自信のない若者に、こんな提案を“冗談”でします。

- 1 前傾姿勢で話を聞く→（身を乗り出して聞くなんてやる気あるな。）
- 2 うなずく→（私の話をよく聞いているな。）
- 3 数回うなずく合間に1回程度首をひねる
→（ちゃんと話を理解して聞いているな。）
- 4 メモをとるフリをする→（これはへたな話ができないな。）

これで相手は、あなたのことを話しやすい人だと思ってくれます。ニートには、正義感が強くまじめすぎるがゆえに自分に自信が持てず、人間関係が苦手な人が多いようです。聞いているフリでもコミュニケーション力はUP！



特定非営利活動法人
「育て上げ」ネット理事長
工藤 啓さん

ひきこもり、ニート、フリーター等の就労を支援する「育て上げ」ネットを立ち上げる。厚生労働省がつくるヤングジョブスポットやサポートステーションなどの設立にかかわり、横浜市や都内に若年者の就労支援の拠点を作る。内閣府、厚生労働省、文部科学省、立川市などの各種委員を歴任。

特定非営利活動法人
「育て上げ」ネット
立川市高松町2-9-22
生活館ビル3階
TEL 042-527-6051

実際に相談に来るのは、約7割が保護者一人です。2割が保護者と本人、1割が本人です。本人がやる気を出して支援機関に足を運べるのならば喜ばしいことですが、それができずにいるからこそニートはシンドイのです。ニートがいる家庭では、会話が成り立たない親子関係も多く、その家庭なりの解決方法や子どもとの適切なかわり方を見つける必要があるでしょう。まずは、保護者が第一歩を踏み出すのも手段の一つなのではないでしょうか。

ところで、ニートには男性が多いという印象を持っていないでしょうか？ マスコミで取り上げられるニートには男性が多いような気がします。しかし、内閣府推計の男女の人数は、ほぼ同数となっています。相談件数の男女比は、およそ6対4ですが、実際に研修プログラムへの参加となると、その比率は9対1と男性が多くなります。研修プログラムに男性が多いことで、女性が参加しにくい雰囲気が出てしまっている可能性があります。また、本人が参加の意思を示しても保護者がサポートをかけることもあります。保護者世代には、まだまだ女性が社会で働いていこうとする想いを理解しきれない部分もあるようです。

孤立期間が長くなると、異性の中に溶け込みにくい傾向があるので、

ファーストステップとして、女性専門の支援機関があっても良いかもしれません。段階を経て最終的に、男女分け隔ての少ない支援にステップアップすることも必要でしょう。

家庭や社会の役割

ニートの大半は「保護者には迷惑をかけたくない」「早く働いて家にお金を入れたい、自立したい」と思っています。働きたいと切実に思いながらも、どうしたら現状から脱出できるのか、それがわからずもがいているのか、それを正直に受け取らず、その裏に隠された気持ち（本音）を汲み取ってあげる必要があります。「別に：」「：けど」で途切れてしまう言葉の後も本音が隠れています。「別に：」の後はどうしたの？」と聞くことで、本人も気づかなかった本音を引き出せるでしょう。

子どもをニートにさせないための絶対的な子育て方法は残念ながらありません。ニートは、自分がニートになった原因として、幼少期の印象的な出来事をあげています。「ほめられることがなかった」「いつも忙しそうで悩みを打ち明けられなかった」「何か提案しても論破されてしまった」などです。

子どもの言葉から「良いことをし

たら素直にほめ、悪いことをしたらしつかり叱る」「忙しくても子どもと接する時間を作る」「子どもの幼稚な提案でもしつかりと傾聴（受身ではなく積極的に相手の話を聴くこと）する」といったあたりまえの対応こそがたいせつなのだと考えられます。

ニートが現状に至った経緯はさまざまです。自分の子育ての在り方を責めてしまう保護者はいるかもしれませんが、今、ここから何ができるのかを模索していくことがたいせつです。やる気を起こさせることよりも、子どものあるのままを認め、不安を安心して変えてあげることが一番重要です。

ニートが抱える不安は「年齢」「金銭」「対人関係」です。学校に行きた

くても人より年齢が高い。職業訓練校でも自己負担はあるし、ハローワークに通うにしても交通費が必要だが、これ以上金銭的に保護者に迷惑をかけられない。コミュニケーションに自信がなく他者とうまくかわれない、などです。保護者も情報を一緒に探すことで、少しは不安を解消できるのではないのでしょうか。そして、あなたならできる、大丈夫だ、という言葉が心の励みになります。保護者の一言は影響力が大きいものです。子どもと何でも気軽に話し合える雰囲気作りがたいせつです。

最近では、若者支援の窓口も増えてきました。親や周囲の人がニートと社会をつなぐ糸口となるでしょう。

ニート

フリーターでもなく失業者でもなく

玄田有史 曲沼美恵 著

幻冬舎文庫



「ニート」支援マニュアル

工藤啓 著

PHP研究所

ここで紹介した本は、男女共同参画ルーム（おあしす）にあります。

中学生職場体験

昭島市内の中学2年生は、それぞれ1～3日の期間でさまざまな事業所で職場体験を実施しています。

これは、生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育み、働くことの喜びや充実感を学んでもらうために実施しているそうです。さまざまな仕事に触れ「働く」ということを考えるきっかけになることで、中学生と事業者両者にとってすばらしい体験になるでしょう。

平成20年には、東京都内の全ての中学2年生が5日間の職場体験学習を経験する予定です。



図書館で働く瑞雲中2年生。楽しいイメージがあるのか図書館は人気の体験先だったそうです。

若者就労支援 公的機関窓口一覧

支援者や団体との相性もありますので、いくつかの窓口を訪ね、信頼できる支援者を探しましょう。

ハローワーク立川

立川市錦町1-9-21

TEL 042-525-8609

求人案内だけでなく、職業訓練や相談も受けることができます。

東京しごとセンター

ヤングコーナー(ジョブカフェ)

千代田区飯田橋3-10-3

東京しごとセンター3階

TEL 03-5211-2851

東京都が設置した「しごとに関するワンストップサービスセンター」です。やりたい仕事が決められない、就職活動の方法がわからないなど仕事を探している若者に対して、キャリアカウンセリング、各種セミナー、職業体験等のサービスを提供し、就職までの支援を行います。

ヤングジョブスポット東京

渋谷区神南1-21-1

日本生命渋谷ビル4階

TEL 03-6415-4510

就職活動の手前で悩んでいる若者が、自分を見つめ直し、新しい一歩を踏み出す準備をするところです。履歴書の書き方や面接の受け方の講座、適職探しのアドバイス、職場の体験見学会などのプログラムがあります。

若者自立塾

相当期間、教育訓練も受けず、就労することもできない若者を対象に、合宿形式の集団生活を実施します。生活訓練、労働体験等を通し、社会人、職業人として必要な基本的能力や働くことについての自信と意欲を身につけ、就労等へ導きます。

●特定非営利活動法人

青少年自立援助センター

福生市大字福生字武蔵野2351-1

TEL 042-553-2575

実施団体

●特定非営利活動法人

文化学習協同ネットワーク

「コスモワーキングスクール」

三鷹市下連雀1-14-3

TEL 0422-47-8706

たちかわ若者サポートステーション

立川市高松町3-13-21

ウィングビル3階

TEL 042-529-3378

若者の職業的自立を支援する総合相談窓口です。個別相談、支援プログラムの作成だけでなく、保護者向けのセミナーや情報交換会も行われ、自立後も包括的な支援が受けられます。

国からの委託で「育て上げ」ネットが運営しています。

ふたりの「ゆい」ちゃん

田中町にある精神障がい者共同作業所『ゆいのもり社』は、古いアパートの一室から始まりました。奥田友子さんと吉田智子さんは、そのアパート時代からの職員です。

奥田さんは、以前は会社の事務の仕事をしていましたが、たまたま近くに住む保健師さんから紹介され、勤め始めることになったそうです。

現在、施設長として働く吉田さんは、8年間勤めた知的障がい者施設を辞めて次の仕事を探していたとき、ミニコミ紙で求人広告の記事を見つけて応募しました。「今までの施設の仕事は、組織の中の一つのコマでしかありませんでしたが、ここでは自分たちの考えをいかして働ける。責任もあり大変だけれどおもしろい！こんな働き方があるんだ！」と驚いたそうです。二人とも、メンバーさんたちが地域で自分なりの働き方をしていることに魅力を感じ、とりあえず2〜3年働こうと思っている間に17年という年月があつという間に過ぎてしまったそうです。

長続きの秘訣

吉田さんは奥田さんのメンバーさんへの対応を「長年働いていても専

People（ピープル）では昭島で活躍する元気な人たちを紹介します。

People

奥田友子さん 吉田智子さん



社会福祉法人ゆいのもり福祉協会の精神障がい者共同作業所『ゆいのもり社』職員として、17年間働いているお二人に日頃の仕事について伺いました。

るそうです。そして、吉田さんも「作業所を一步出たら仕事のことは考えません。合唱が大好きで、歌っている時には他の事を考えていると歌えないでしょ！」二人の長続きの秘訣はこんなところにあるのでしょうか。

助け合いながら

ゆいのもり社の請け負う業務は、清掃業務、ワックスがけ、駅前花壇の手入れと管理、牛乳パックの回収、内職のような手作業などです。登録メンバー48人のうち、平均すると1日に25人ほどのメンバーが来て、業務を分担します。

二人の日常の仕事は、運営や経理、そして、シフトを組んで利用者さん

と一緒にその業務もこなします。

「花壇の手入れでは真夏の炎天下で草取りもしますが、みなさん一生懸命なので、私たちが弱音を吐くわけにもいきません」と吉田さん。





仕事だけでなく、レクリエーション活動などもみんなで相談しながら取り組みます。日帰り旅行を計画したり、一人ではなかなか行けないお店に仲間で行ったりします。でも、強制ではなく、行きたい人が行く、行きたくない人は行きません。そこには緩やかなルールがあります。また、メンバーどうしの『ゆい（結）』
「助け合いが自然にできていて、人間関係の作り方に感心するそうです。『緩やかに働く』『集う場』が若者にもあるといいのですね。という締めくくりの言葉とお二人の笑顔をいただき取材を終えました。



あいぽくで毎日清掃業務を行っています。

改正男女雇用機会均等法が平成19年4月1日からスタート!

男女雇用機会均等法が施行されて21年目を迎えます。職場で働く男性も女性も、性別にかかわらず能力を十分発揮できるような働く環境を整えるために法律が改正されます。主な改正点は次のとおりです。

<p>男性に対する差別も禁止されます。</p>  <p>今まで女性に対する差別だけを禁止していましたが、男性も均等法に基づく調停などができるようになりました。</p>	<p>間接差別が禁止されます。</p>  <p>仕事に関係のない身長や体力などの採用条件は、表面上は性差別に見えない間接差別と言われ禁止されます。</p>	<p>妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いも禁止されます。</p>  <p>妊娠中や産後1年以内に解雇され、解雇理由が正当であることが証明できない場合は解雇が無効になります。</p>	<p>男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策が義務化されます。</p>  <p>あらかじめセクハラを禁止する旨の会社方針を規定し、相談窓口や相談体制を決めておく義務があります。</p>
--	--	---	--

改正男女雇用機会均等法などに関する相談・お問い合わせは東京労働局雇用均等室 TEL 03-3818-8408

くらべてみました

むかし
昔

いま
今

就職試験では必需品の履歴書。30年前のものと比べると、意外なところが変化しています。
※公務員試験等の採用試験申込書を参考に作成しました。

<p>30年前の採用試験申込書</p>	<p>現在は多くの会社の申込書やエントリーシートに性別記入欄や本籍地欄はありません</p>	<p>最近の採用試験申込書</p>																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2">昭和 年 月 日(満 歳)</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3">電話 - -</td> </tr> <tr> <td>本籍地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学歴</td> <td>学校名</td> <td>学科(専攻)</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>在学期間</td> <td colspan="2">修学区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職歴</td> <td>勤務先名(部課まで)</td> <td>所在地</td> <td>職務内容</td> </tr> <tr> <td>退職理由</td> <td colspan="2">在職期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">家庭状況</td> <td colspan="2">資格・免許</td> </tr> <tr> <td>続柄</td> <td>氏名</td> <td>年齢</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">志望動機</td> <td colspan="2">趣味・運動競技</td> </tr> <tr> <td colspan="2">健康状態</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>家庭状況について詳しい情報を必要としていました。面接では、結婚予定年齢まで確認する会社もありました。</p>	氏名	昭和 年 月 日(満 歳)		男・女	住所	電話 - -			本籍地				学歴	学校名	学科(専攻)	所在地	在学期間	修学区分		職歴	勤務先名(部課まで)	所在地	職務内容	退職理由	在職期間		家庭状況		資格・免許		続柄	氏名	年齢	その他	志望動機		趣味・運動競技		健康状態				<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2">年 月 日(年齢 歳)</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="2">(〒 - -)</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td colspan="2">電話 - -</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学歴</td> <td>年 月 入学</td> <td>年 月 卒業・見込・中退</td> </tr> <tr> <td>年 月 入学</td> <td>年 月 卒業・見込・中退</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職歴</td> <td>在職期間</td> <td>会社等の名称</td> </tr> <tr> <td>年 月 入学</td> <td>年 月 卒業・見込・中退</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資格・免許</td> <td>名称</td> <td>取得年月日</td> </tr> <tr> <td>年 月 取得</td> <td>年 月 取得</td> </tr> <tr> <td colspan="3">興味</td> </tr> <tr> <td colspan="3">志望の動機</td> </tr> </table> <p>30年前は「志望動機欄」がとても小さく、あまり重要視していませんでした。</p>	氏名	年 月 日(年齢 歳)		現住所	(〒 - -)		連絡先	電話 - -		学歴	年 月 入学	年 月 卒業・見込・中退	年 月 入学	年 月 卒業・見込・中退	職歴	在職期間	会社等の名称	年 月 入学	年 月 卒業・見込・中退	資格・免許	名称	取得年月日	年 月 取得	年 月 取得	興味			志望の動機		
氏名	昭和 年 月 日(満 歳)		男・女																																																																						
住所	電話 - -																																																																								
本籍地																																																																									
学歴	学校名	学科(専攻)	所在地																																																																						
	在学期間	修学区分																																																																							
職歴	勤務先名(部課まで)	所在地	職務内容																																																																						
	退職理由	在職期間																																																																							
家庭状況		資格・免許																																																																							
続柄	氏名	年齢	その他																																																																						
志望動機		趣味・運動競技																																																																							
健康状態																																																																									
氏名	年 月 日(年齢 歳)																																																																								
現住所	(〒 - -)																																																																								
連絡先	電話 - -																																																																								
学歴	年 月 入学	年 月 卒業・見込・中退																																																																							
	年 月 入学	年 月 卒業・見込・中退																																																																							
職歴	在職期間	会社等の名称																																																																							
	年 月 入学	年 月 卒業・見込・中退																																																																							
資格・免許	名称	取得年月日																																																																							
	年 月 取得	年 月 取得																																																																							
興味																																																																									
志望の動機																																																																									

第二期男女共同参画推進委員会が提言しました

昭島市は第二期男女共同参画推進委員会を設置し、男女共同参画に関する施策を推進しています。公募市民を含む7名の委員が施策の推進状況を確認し、検討結果を報告書にまとめ、市長に提出しました。概要は次のとおりです。

一定の成果があったもの

- 男女平等意識の定着のために、学校での男女混合名簿使用や男女平等に関する講座や学習会などが継続して実施された。
- 選挙入場整理券と国民健康保険証が個人単位になり人権意識が配慮された。
- 保育園分園建設や空き教室利用による居場所作りなど子育て支援体制が充実した。
- 女性のための健康相談など女性の健康支援体制が少しずつ前進している。

昭島市への提言

- 目標や有効性について明記するとともに、優先順位、重要度などを明確にし、男女平等の達成度を評価するための統計指標の作成に向けて検討すること。

■ 地域の核として多様な問題に対応している民生委員は現状1地区1担当者だが、単身世帯が増加するなか訪問時間や相談内容等により支障が生じるので、担当地区が広がっても、男女二人体制を実現すること。

■ 男女平等観の形成には、幼児期、学齢期での学習が効果的と考えられ、男性が子育てにかかわることが男女平等意識の育成に欠かせないことから、男性保育士等の採用を増やすこと。

■ 市の発行する広報誌・たより・資料などは、性別に基づく固定観念にとらわれない表現をより心がけるように、統一したチェックができる体制を整えること。

■ 労働者に対してパートタイム労働ハンドブックなどの資料を活用し、低賃金・長時間労働・雇用の不安定化などの問題点に気づかせ、労働者の権利としての自覚を促すように啓発すること。

■ DV被害者の保護や生活支援体制の強化、心身ともに傷ついた被害者に配慮した相談体制を充実すること。また、再発を防止するため、東京都で検討している『加害者更生プログラム』を早急に策定するよう要請すること。

女性悩みごと相談

家族関係やからだ、心の悩みなどはありませんか？ 専門のカウンセラーによる相談です。お気軽にご利用ください。

- 相談日 毎週水曜日午後1時～4時
(祝日・年末年始は除く)
- 相談時間 一人50分まで
- 場所 市役所3階 応接室
- 相談方法 電話または面接(無料)
- 利用方法 予約制 TEL 544-5130

編集後記 今年になって、政治家による「女性は産む機械」「都市部は子どもを産む生産性が低い」などといった発言に大きな波紋が広がった。人間として、女も男も、「仕事と暮らし」両方もバランス良く、ギスギスせずに心豊かに生きられる社会がいいよね。フルタイムの仕事を辞めた理由は「電池切れ」と言った自分の反省も含めて…

編集委員 高橋由美・松本智子・柳川敦子

昭島市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、水と緑に恵まれた昭島を引き継ぎ、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝くまちをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- わたしたちは
- 1 男女がお互いを認め合い 一人ひとりが尊重されるまちをめざします
 - 1 一人ひとりが自立し 男女が平等なまちをめざします
 - 1 一人ひとりが個性と能力を発揮し さまざまな分野に男女がともに参画するまちをめざします
 - 1 職場・学校・地域・家庭をはじめ社会のあらゆる領域で男女がともに責任を担うまちをめざします
 - 1 国際社会の一員として地球環境を守り 男女がともに支え合う平和なまちをめざします

平成15年1月1日

昭島市

